

民生児童委員が改選されました

福祉係

民生児童委員の任期（3年）が本年11月30日をもって満了となり、12月1日より下記の皆様が新しい民生児童委員として厚生労働大臣より委嘱されました。

民生児童委員の活動は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進にあたるものです。

生活上の悩みや心配ごとなどお気軽にご相談ください。秘密はかたく守られます。

また、時には民生児童委員から、皆さんのお宅へ伺い各種調査等をお願いすることもありますので、ご協力をお願いいたします。

氏名	担当地区	氏名	担当地区
波岡 順子	蓼科6～7	両角 みちる	牛鹿・柳沢・外倉3
翠川 仲子	蓼科1～5	長 濱 貞子	外倉1・2・4～6・五輪久保・虎御前
翠川 則雄	美上下・中尾・古町・姥ヶ懐		
青木 富士枝	町1～4・10	羽 場 博直	塩沢
宮坂 國廣	町5～9	櫻 井 貞子	西塩沢
笹井 茂	野方	市 川 典夫	藤沢・蟹原
山下 孔二	大城	中村 三枝子	桐原
金子 純子	和子・赤沢・中原・日向	山 岸 勝夫	細谷
小林 一雄	上房・山部・真蒲	中島 富美子	西町・田町
飯 嶋 友幸	平林・滝神	寺 島 博	仲町・東町
遠山 和子	蟹窪・日中・大深山	田 原 敦子	主任児童委員（南部・西部）
平坂 光明	立石・石川	土 屋 教子	主任児童委員（東部・茂田井）

福祉係

12月3日から9日までは障害者週間です

共に生きる社会をめざして

障がいのある人もない人も、誰もが等しく社会のなかで安心して生活が送れ、お互いに尊重しあいながら共に生きる社会を築いていきましょう。

障害者週間とは

*12月3日【国際障害者デー】

昭和57年12月3日に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日です。これを記念して平成4年の国連総会において採択されました。

*12月9日【障害者の日】

「障害者の権利宣言」が昭和50年に国連総会で採択された日です。さらに、平成5年12月に公布された障害者基本法により法定化され、平成7年に「国際障害者デー」から「障害者の日」までの1週間が、「障害者週間」として定められました。

この趣旨は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的理念

全ての障がいのある方に対し、「個人の尊厳が重んぜられその尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、また、「社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明らかにしています。

お問合せ先 福祉係
電話 56-2311
有線 2311

